

---

プロジェクト 実務対応

項目 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の  
企業における会計処理の検討

---

## I. 本資料の目的

1. 2014 年 12 月 1 日開催の第 301 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から ASBJ に対して、「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」を新規テーマとすることの提言があり、2014 年 12 月 18 日開催の第 302 回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることが承認された。
2. 本資料は、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理について、会計上の論点を分析することを目的とする。

## II. 取引の概要

3. 権利確定条件付き有償新株予約権は、典型的には、「業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること」<sup>1</sup>等を目的として、以下のような内容で発行されることが多い。

(1) 企業は、会社法の規定に基づき、役員又は従業員を引受先として、新株予約権の募集事項（新株予約権の内容（行使価額、権利確定条件等を含む。）及び数、募集新株予約権の払込金額、割当日、払込期日等）を決議する。

当該新株予約権には権利確定条件として、勤務条件<sup>2</sup>及び業績条件<sup>3</sup>（又は業績条件のみ<sup>4</sup>）が付されている。

(2) 募集新株予約権を引き受ける役員又は従業員は、申込期日までに申し込む。

(3) 企業は、申込者の中から募集新株予約権を割り当てる者及びその数を決定する。割り当てを受けた者は、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。

(4) 新株予約権者となった役員又は従業員は、払込期日までに金銭を企業に払い込む。

---

<sup>1</sup> 適時開示情報の事例から引用している。

<sup>2</sup> 勤務条件とは、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。

<sup>3</sup> 業績条件とは、一定の業績や株価の達成又は不達成に基づく条件をいう。

<sup>4</sup> 事務局が調べた範囲では、勤務条件のみが付された有償の新株予約権の取引事例もみられたが、ごく僅かな件数であること、直近 1 年間では発行されていないことから、本資料において検討対象としていない。

新株予約権の払込金額は、企業の株価や新株予約権の内容（行使価額、権利確定条件等）等が考慮され、一般的なオプション価格算定モデルにより算出される。

- (5) 権利行使が可能な期間は、募集新株予約権の割当日から一定年数経過後に設定される。

勤務条件及び業績条件（又は業績条件のみ）が達成された場合に、権利行使が可能となる。

- (6) 役員又は従業員は、権利行使を行う場合、行使価額を企業に払い込む。

- (7) 企業は、役員又は従業員に対して新株を発行する。

4. 前項のような内容で発行される権利確定条件付き有償新株予約権については、①有償（発行時に役員又は従業員が企業に金銭を払い込む。）である、②権利確定条件（勤務条件及び業績条件（又は業績条件のみ））が付されているという特性がある。
5. 事務局が調べた範囲では、有価証券報告書提出会社について、2010年1月から2015年10月までに、221社<sup>5</sup>で当該取引が行われている。

## 会計処理の考察

### （権利確定条件付き有償新株予約権と無償のストック・オプションの類似点及び相違点）

6. 権利確定条件付き有償新株予約権を無償のストック・オプションと比較した場合、次のような類似点がある。
- (1) 自社株式オプションである新株予約権を発行する。
- (2) 付与の相手先が役員又は従業員に限定される。
- (3) 業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、役員又は従業員のより一層意欲及び士気を向上させ、グループの結束力をさらに高めることが目的とされることが多い。
- (4) 新株予約権に権利確定条件（勤務条件及び業績条件（又は業績条件のみ<sup>6</sup>））が付されている。
7. 一方、権利確定条件付き有償新株予約権と無償のストック・オプションとは、次のような相違点がある。

<sup>5</sup> 2010年1月から2015年10月までに、表題に「有償ストック・オプション」と記載して適時開示情報を公表した企業数を集計している。なお、同一企業が複数回リリースしている場合は1とカウントしている。

<sup>6</sup> 勤務条件のみ付され、業績条件が付されないスキームも少数見受けられるが、本資料では対象としない。

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権は、有償であることから、資金調達としての効果がある。
- (2) 権利確定条件付き有償新株予約権の場合は、新株予約権の時価相当額を役員又は従業員が企業に払い込むが、無償のストック・オプションの場合は、新株予約権に対する役員又は従業員の払込みはない。

#### **(権利確定条件付き有償新株予約権に関する現行の実務)**

8. 権利確定条件付き有償新株予約権について、既存の会計基準では、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)、及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)が関連すると考えられるが、複合金融商品適用指針とストック・オプション会計基準のいずれの適用対象となるのかについて、必ずしも明らかではないと考えられる(第19項以下を参照)。
9. 現行の実務においては、企業が権利確定条件付き有償新株予約権を発行している場合、複合金融商品適用指針に定める処理、すなわち、発行時の払込金額を新株予約権として計上し、権利行使時に権利行使に伴う払込金額及び行使された新株予約権の金額の合計額を資本金又は資本剰余金に計上している企業が多いと考えられ、ストック・オプション基準に従って報酬費用を計上している企業は少ないと考えられる。
10. 一方、事務局が調べた範囲では、有価証券報告書提出会社について、権利確定条件付き有償新株予約権を「ストック・オプションに関する注記」に開示している取引事例と、開示していない取引事例<sup>7</sup>がある。開示している場合、付与した新株予約権ごとに、ストック・オプションの内容(付与対象者及び人数、付与日、権利確定条件、対象勤務期間、権利行使期間)、ストック・オプションの数(前期末残、付与数、失効数、権利確定数、権利行使数、未確定残)、単価情報(権利行使価格、付与日における公正な評価単価)、公正な評価単価の見積方法を開示している。

#### **(複合金融商品適用指針及びストック・オプション会計基準の会計処理)**

11. 上記のとおり、権利確定条件付き有償新株予約権については、複合金融商品適用指針とストック・オプション会計基準が関連すると考えられる。ここでは、複合金融

<sup>7</sup> このような企業は、有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」において開示されている。

商品適用指針の会計処理とストック・オプション会計基準による無償のストック・オプションの会計処理を確認する。

#### 複合金融商品適用指針に関する会計上の取扱い

12. 複合金融商品適用指針における新株予約権の会計処理は、以下のとおりである。
- (1) 新株予約権の発行時において、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上する。
  - (2) 新株予約権が行使されて新株を発行する場合、計上されていた新株予約権を払込資本に振り替える。
  - (3) 新株予約権が行使されず失効した場合、計上されていた新株予約権を利益として認識する<sup>8</sup>。

#### ストック・オプション会計基準における会計上の取扱い

13. スtock・オプション会計基準における無償のストック・オプションの会計処理は、以下のとおりである。
- (1) 付与時に、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて公正な評価額を算定する。
  - (2) 各会計期間における費用計上額は、当該公正な評価額について、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき、当期に発生したと認められる額を算定し、当該金額を費用として計上する。また、対応する金額を純資産の部に新株予約権として計上する。
  - (3) 新株予約権が行使されて新株を発行する場合には、計上されていた新株予約権を払込資本に振り替える。
  - (4) 新株予約権について権利不行使<sup>9</sup>による失効が生じた場合、当該失効に対応する額を利益として計上する<sup>10</sup>。
14. ここで、「失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。」(ストック・オプション会計基準第6項(2))ため、失効の見込みについては権利不確定<sup>11</sup>による失効数を見積ってストック・オ

<sup>8</sup> 複合金融商品適用指針第4項、第5項、第6項

<sup>9</sup> 権利不行使とは、権利行使期間中にストック・オプションが行使されなかったことをいう。

<sup>10</sup> スtock・オプション会計基準第4項、第5項、第8項、第9項

<sup>11</sup> 権利不確定とは、ストック・オプションの権利確定条件が達成されなかったことをいう。

プシオン数に反映させる必要がある。権利不確定による失効については、勤務条件や業績条件が達成されないことによる失効が含まれる<sup>12</sup>。

$$\text{発行時の公正な評価額} = \text{公正な評価単価} \times \text{ストック・オプション数(※)}$$

(※) スtock・オプション数には、権利不確定による失効の見積数を考慮する。

15. 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に変動が生じた場合、具体的には、業績条件が達成される可能性が高くなったと判断される場合、権利不確定による失効の見積数について見直す必要がある。見積りの見直しの結果、ストック・オプション数が増加するときは、当該時点における公正な評価額は発行時に計算される公正な評価額と比べて増加することになる<sup>13</sup>（この会計処理の背景については第36項以下を参照のこと。）。

$$\text{見直し時の公正な評価額} = \text{公正な評価単価} \times \text{見直し後のストック・オプション数}$$

16. スtock・オプション会計基準では、見積りの変更はキャッチ・アップ方式、すなわち、変更による影響額を当該変更が生じた期に一時に認識する方法を採用している。具体的には、見直し後のストック・オプション数によったストック・オプションの公正な評価額に基づきその期までに費用として計上すべき額と、それまでに計上した額との差額は、失効の見積数を見直した期の費用として計上する<sup>14</sup>。
17. ここで、権利確定条件付き有償新株予約権について、仮にストック・オプション会計基準を適用した場合の会計処理は、以下のとおりになると考えられる（以下の会計処理の背景については、第40項以下を参照）。
- (1) 新株予約権の発行時において、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権の付与時に、公正な評価単価に、付与した新株予約権の数を乗じて公正な評価額を算定する。また、当該公正な評価額から発行に伴う払込金額を差し引いた額を、純資産の部に新株予約権として計上する。新株予約権の数は、権利不確定による失効の見積数を考慮する。

<sup>12</sup> スtock・オプション会計基準第51項

<sup>13</sup> スtock・オプション会計基準第7項

<sup>14</sup> スtock・オプション会計基準第7項

各会計期間における費用計上額は、当該公正な評価額から発行に伴う払込金額を差し引いた額について、対象勤務期間を基礎とする方法等に基づき、当期に発生したと認められる額を算定し、当該金額を費用として計上する（付与時の公正な評価額から発行に伴う払込金額を差し引いた額は、一般的には僅少であると考えられる。）。

- (3) 業績条件が達成される可能性が高くなったと判断される場合、権利不確定による失効の見積数について見直し、見直し後の新株予約権の数によった公正な評価額に基づきその期までに費用として計上すべき額と、それまでに計上した額との差額は、失効の見積数を見直した期の費用として計上する。
- (4) 業績条件が達成されなかった等により、権利不確定による失効が明らかになった場合、その期までに費用として見積計上していた額があれば、ストック・オプション会計基準第7項により見直し時点で損益として認識することが考えられる（第16項参照）。

また、このような場合、新株予約権の払込金額については、当該新株予約権が行使されないことが明らかになることから、ストック・オプション会計基準第9項における権利不行使による失効が生じた場合に準じて、当該失効に対応する払込金額部分を利益として計上することが考えられる。

### 損益の影響の観点からの比較

18. 上記を踏まえると、権利確定条件付き有償新株予約権について、ストック・オプション会計基準を適用した場合、複合金融商品適用指針を適用した場合に比べると、業績条件が達成される可能性が高まったときに費用が計上される点に違いが生じることになる。当該費用はケースによっては多額になる可能性が考えられることから、会計処理上はどちらの会計基準を適用するかによって重要な影響が生じる可能性がある。

## III. 分析

### (適用関係)

19. スtock・オプション会計基準の適用範囲は、次のとおりである。

3. 本会計基準は、次の取引に対して適用される。
  - (1) 企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引
  - (2) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの

(3) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引  
なお、(2)又は(3)に該当する取引であっても、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。)等、他の会計基準の範囲に含まれる取引については、本会計基準は適用されない。

20. また、ストック・オプション会計基準第22項では、「ストック・オプションについては、会社法上の払込金額の有無又は多寡にかかわらず、本会計基準を適用の結果算定された金額で費用及び新株予約権の計上を行うとともに(第4項及び第5項、その行使があった場合には、これを前提に払込資本への計上等の会計処理(第8項)を行うことに留意する必要がある。」とされている。

21. 一方で、複合金融商品適用指針の適用範囲は、次のとおりである。

2. 本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。

22. このように、権利確定条件付き有償新株予約権について、上記のいずれの適用範囲に含まれるかは、各々の定めからは明確でない。これは、以下のとおり、権利確定条件付き有償新株予約権のような取引が、上記が定められた当時は想定されていなかったことによるものと考えられる。

(1) スtock・オプション会計基準が開発された当時、ストック・オプションの取引事例の大半は、企業が役員又は従業員に無償で新株予約権を付与する取引であり、その他の取引は、会計基準の適用範囲として想定されていなかった<sup>15</sup>。

(2) 複合金融商品適用指針は、ストック・オプション会計基準で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とすることを意図して、現金を対価として受け取り、付与される新株予約権を適用範囲としており、例えば、資金調達を目的として発行する新株予約権が想定されているものと考えられる。

<sup>15</sup> 複合金融商品適用指針では、「本適用指針では、新株予約権について、現金を対価として受け取り、付与されるものを適用範囲としている(第2項参照)。これは、平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対してストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引は前提としていない(ストック・オプション会計基準第3項)。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。」と記載されている(複合金融商品適用指針第34項)。

23. 権利確定条件付き有償新株予約権について適切な会計処理を検討する上では、その経済的な性質に着目する必要があると考えられる。ここで、第6項及び第7項に記載した権利確定条件付き有償新株予約権の内容を踏まえると、権利確定条件付き有償新株予約権を資金調達取引と考えるのか、報酬の性質を有するものとするのかのポイントになると考えられる。
24. 仮に、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬の性質を有すると判断される場合には、無償のストック・オプションと同様に、その報酬としての性質を適切に表す必要が生じると考えられるため、以下、詳細に検討を行う。

#### (会計基準における報酬性の有無の検討)

25. スtock・オプション会計基準において、ストック・オプションとは、「自社株式オプション<sup>16</sup>のうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいう。」とされる。また、報酬については、「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。」とされている（ストック・オプション会計基準第2項(4)）。
26. スtock・オプションが報酬に含まれる理由としては、「一般には、合理的な経済活動を営んでいる企業が見返り無く自社株式オプションを付与しているとは考えにくい。そのため、審議の中では、企業が従業員等に自社株式オプションを付与した場合には、そのような自社株式オプションは、基本的に報酬性を有するものと理解すべきと考えられた。」としている（ストック・オプション会計基準第36項）。
27. 権利確定条件付き有償新株予約権については、役員又は従業員がその対価を支払うため、前項の「見返り無く」には該当しない。一方で、次の観点からは、ストック・オプション会計基準において定義される「報酬」と類似の性質を有すると考えられる。
- (1) 当該新株予約権は、公募ではなく、役員又は従業員に限定して付与される。
  - (2) 当該新株予約権には、権利確定条件（勤務条件及び業績条件（又は業績条件のみ））が付されている。

---

<sup>16</sup> 自社株式オプションとは「自社の株式（財務諸表を報告する企業の株式）を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利）をいう。新株予約権はこれに該当する。」とされている（ストック・オプション会計基準第2項(1)）。



28. 第 27 項(1)について、権利確定条件付き有償新株予約権は役員又は従業員に限定して付与されているが、仮に企業が役員又は従業員に対して追加的な労働サービスの提供を期待しない場合（又は過去の労働等に対する追加的な対価）、権利確定条件付き有償新株予約権を役員又は従業員に限定して発行する意義を説明することは難しいように思われ、企業は追加的な労働等のサービスの提供を期待しているものと推定されることが考えられる。
29. 第 27 項(2)について、ストック・オプション会計基準では、「企業は、ストック・オプションを付与（給付）する対象者に対して、権利確定条件（勤務条件や業績条件）を満たすようなサービスの提供（反対給付）を期待し、契約締結時点であるストック・オプションの付与時点において、企業が期待するサービスと等価であるストック・オプションを付与していると考えられる。」（ストック・オプション会計基準第 44 項）とされている。
- また、「従業員等に付与された自社株式オプションが、多かれ少なかれインセンティブ効果を有すること、すなわち、これを従業員等に付与した場合に量又は質の面で追加的なサービスの提供が期待されること自体については、あまり異論はないものと考えられた。」（ストック・オプション会計基準第 36 項）とされている。
- これらの考えに基づけば、企業は権利確定条件を満たすような追加的な労働等のサービスの提供を期待しているものと推定されることが考えられる。
30. 上記の分析から、権利確定条件付き有償新株予約権については、ストック・オプション会計基準において定義される「報酬」と類似の性質を有すると考えられる。

#### （資金調達との関係）

31. 上記のとおり、権利確定条件付き有償新株予約権については、ストック・オプション会計基準において定義される「報酬」と類似の性質を有すると考えられるが、権利確定条件付き有償新株予約権は、無償のストック・オプションと異なり、当初の新株予約権の時価相当額が役員又は従業員から企業に払い込まれるため、資金調達としての性質も有する。
32. ここで、仮に資金調達の側面を重視し、通常の新株予約権と同様に、複合金融商品適用指針に定められる会計処理を適用した場合には、第 25 項から第 30 項においての分析のように、権利確定条件付き有償新株予約権の報酬としての性質が、会計上、表されないこととなる。他方、ストック・オプション会計基準を適用しても、新株予約権の払込価額及び行使価額は純資産に計上されるため、資金調達としての性質

は反映されることとなる。

ストック・オプション会計基準は、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる」（ストック・オプション会計基準第23項）から、法形式上は、新株予約権の発行であるものについて、会計上は、報酬費用の計上を求めるものであり、権利確定条件付き有償新株予約権についても、資金調達としての性質に加え、その報酬としての性質を反映するように、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることが適切であると考えられるかどうか。

#### ディスカッション・ポイント

- ・ 権利確定条件付き有償新株予約権について、その報酬としての性質を反映するように、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることが適切であるとの事務局の考え方について、ご意見を伺いたい。

#### （報酬費用の測定）

##### 報酬の測定に関する一般的な考え方

33. 仮に権利確定条件付き有償新株予約権がストック・オプション会計基準において定義される「報酬」の性質を有し、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることとした場合の報酬費用の測定について検討を行う。
34. 従業員等に対する報酬の測定については、従業員等が提供するサービスの価値を評価することが通常は困難であることから、一般的には、従業員等が提供するサービスの価値と支払った給与等が等価であるとして、支払った給与等を参照して費用を計上している。
35. 現金で給与等を支払った場合にはその支払金額を費用計上することになるが、現金以外で支払った場合（例：現物支給）には、等価交換の考えから、提供された財の評価額（例：時価）を従業員等が提供するサービスの価値とみなして費用計上することが一般的に行われている。

##### 無償のストック・オプションの取扱い

36. ここでは、無償のストック・オプションについて、期間全体にわたって計上される費用の総額について、どの時点でどのように測定されるかをストック・オプション会計基準の考え方に照らして確認する（期間配分に関する議論は省略する。）。

37. 無償のストック・オプションは、一般的な現物支給と同様に等価交換の考えに基づいており、「企業は、ストック・オプションを付与（給付）する対象者に対して、権利確定条件（勤務条件や業績条件）を満たすようなサービスの提供（反対給付）を期待し、契約締結時点であるストック・オプションの付与時点において、企業が期待するサービスと等価であるストック・オプションを付与していると考えられる。」（ストック・オプション会計基準第44項）とされている。

また、「追加的なサービスである場合には、信頼性をもって測定することができないため、その価値を、付与されたストック・オプションの価値で算定する。」（ストック・オプション会計基準第49項）とされ、報酬費用の総額は、ストック・オプションの価値を算定することによって測定することとしている。

38. また、ストック・オプションの価値を算定する時期（すなわち、報酬費用の総額を決定する時期）については、ストック・オプションの場合は一般的な現物支給とは異なり、「企業と従業員等との間にいわば条件付の契約が締結されていると考えることができる。」（ストック・オプション会計基準第43項）ため、付与されたストック・オプションの権利が確定したときに取引が完結したと考え、費用総額を確定させるとされる。

39. したがって、「ストック・オプションの権利が確定するか否かが未定の間は、権利が確定する部分を見積って、費用計上を行う」（ストック・オプション会計基準第45項）こととなる。

具体的には、付与時において、いったんストック・オプションの価値の総額を見積り、費用計上を開始するものの、その後、付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に変動が生じた場合（例えば、業績条件が達成される可能性が高くなったと判断される場合）、ストック・オプションの価値の総額を見積り直し、当初の見積りとの差額を見直し時点で報酬費用として認識することとなる。

最終的には、権利確定日において、付与されたストック・オプションの権利が確定し、費用総額を確定することとなる。

#### **権利確定条件付き有償新株予約権に関する検討**

40. 権利確定条件付き有償新株予約権は、第27項に記載したとおり、無償のストック・オプションと類似点があることから、期間全体にわたって計上される費用の総額を、どの時点でどのように測定するかについては、第36項から第39項に記載したストック・オプション会計基準の考え方をを用いることが考えられる。

すなわち、付与時において、いったんストック・オプションの価値の総額を見積るが、権利不確定による失効の見積数に変動が生じた場合には、ストック・オプションの価値の総額を見積り直し、最終的に、権利確定日において、付与されたストック・オプションの権利が確定し、費用総額を確定するとの考えである。

41. ただし、権利確定条件付き有償新株予約権は、無償のストック・オプションとは異なり、従業員等は新株予約権の割当時に時価相当額で現金を払い込むことから、当該払込みの取扱いが論点となる。
42. この点について、等価交換の対象が何かを検討する。

無償のストック・オプションの場合には、以下が等価で交換されることが考えられる。

給付＝ストック・オプションの価値

反対給付＝従業員等からの権利確定条件（勤務条件や業績条件）を満たすようなサービスの提供

この考え方と整合的に考えると、権利確定条件付き有償新株予約権の場合には、以下が等価で交換されることが考えられるのではないか。

給付＝ストック・オプションの価値

反対給付＝従業員等からの権利確定条件（勤務条件や業績条件）を満たすようなサービスの提供 ＋ 新株予約権の払込金額

43. 上記の考え方によると、付与日においては、ストック・オプションの価値の総額から新株予約権の払込金額を控除したものが、付与日における報酬費用の総額（権利確定条件を満たすようなサービスの提供）の見積額となり、一般的には、その報酬費用の総額の見積額は僅少になると考えられる（新株予約権の払込金額は、ストック・オプションの価値により決定されるため）。

一方、権利不確定による失効の見積数に変動が生じ、ストック・オプションの価値の総額が増額した場合には、報酬費用の総額（権利確定条件を満たすようなサービスの提供）も増額され、権利確定日において、報酬費用の総額が確定することとなる。

44. 結果として、権利確定条件付き有償新株予約権における報酬費用の総額は、無償のストック・オプションにおける報酬費用の総額に比べ、新株予約権の払込金額分だけ少なくなると考えられる。

ディスカッション・ポイント

- ・ 権利確定条件付き有償新株予約権における報酬費用の総額は、無償のストック・オプションにおける報酬費用の総額に比べ、新株予約権の払込額分だけ少なくなるという事務局の考え方について、ご意見を伺いたい。

**(業績条件は付されているが、勤務条件は付されていない権利確定条件付き有償新株予約権の取扱い)**

45. 取引事例には、役員又は従業員に対して、業績条件は付されているが、勤務条件は付されていない権利確定条件付き有償新株予約権を付与し、業績条件達成前に退職する場合においても業績条件が達成すれば権利行使を可能とするケースも見受けられる。
46. この点、第28項及び第29項の分析によると、仮に勤務条件が付されていない場合であっても業績条件が付されている場合、基本的には、企業は権利確定条件を満たすような追加的な労働等のサービスの提供を期待しているものと推定されると考えられる。したがって、そのように推定した場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権には報酬性があり、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるものと考えられる。
47. 仮に勤務条件が付されていない場合で業績条件が付されている場合、役員又は従業員が業績条件達成前に退職したときに、どのように報酬費用を測定するかについては、ストック・オプション会計基準に明示されていないことから整理が必要となる。
48. この点、企業は対象勤務期間にわたって従業員等の追加的な労働等のサービスを期待していると推定する場合、退職日において当該時点の権利確定条件付き有償新株予約権の価値をベースに、当該退職日の属する期の報酬費用を測定することが考えられる<sup>17</sup>。

(この場合、退職日ごとに当該新株予約権の価値を算定し、ストック・オプション数を見直す必要が生じ、通常、一定の煩雑さがあるものと考えられる。この点について、何らかの対応を検討するか否かは、別途、検討が必要と考えられる。)

ディスカッション・ポイント

<sup>17</sup> この場合、従業員等の退職後に、業績条件を達成して権利確定条件付き有償新株予約権の権利行使が可能となり退職者が権利行使された場合には、新株予約権の計上額を払込資本に振り替えることになると考えられる。一方、権利行使されない場合には利益に振り替えられるものと考えられる。

- ・ 業績条件のみが付されている権利確定条件付き有償新株予約権について、従業員等が業績条件達成前に退職した場合、退職日における当該新株予約権の価値をベースに報酬費用を測定するという事務局の考え方についてご意見を頂きたい。

#### IV. 仮にストック・オプション会計基準を適用する場合の論点

49. 仮に権利確定条件付き有償新株予約権についてストック・オプション会計基準を適用する場合、次の論点を検討することが考えられる。
- (1) 第 48 項までの検討に関する具体的な対応策として、新たな実務指針を開発するか、又はストック・オプション会計基準の一部を改正するか。
  - (2) 基準諮問会議におけるテーマの提案者からは、「既に当該新株予約権を発行している企業に対する経過措置についても併せて定めることが望まれる。」とされていたことから、既存の取引についてストック・オプション会計基準を適用していない場合に、原則どおり遡及適用を求めるか、又は何らかの経過的な取扱いを設けるか。
  - (3) 仮に何らかの経過的な取扱いを設ける場合、追加的な開示を求めるかどうか。

#### ディスカッション・ポイント

- ・ 仮に権利確定条件付き有償新株予約権についてストック・オプション会計基準を適用する場合、第 49 項に記載した 3 つの論点以外に検討すべきものがあるか否かについて、ご意見を頂きたい。

以 上

(別紙1)

**[設例] 有償新株予約権について複合金融商品適用指針又はストック・オプション会計基準を適用する場合**

A社は、X1年10月10日に、役員5名及び従業員15名に対して以下の権利確定条件付き新株予約権（以下「本新株予約権」）を付与することを決議し、同年11月1日に付与した。付与された本新株予約権は、他者に譲渡できない。本新株予約権には、X4年3月末日までの勤務を条件とした勤務条件及び、X4年3月期の営業利益が10億円を超えることを条件とした業績条件が付されており、X4年6月30日が権利確定日である。

- ① 本新株予約権の数：1名当たり40,000個（合計800,000個）であり、新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権の行使により与えられる株式の数：合計800,000株
- ③ 本新株予約権の発行を決議した日（X1年10月10日）の前日の株価の終値：600円
- ④ 本新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり600円
- ⑤ 本新株予約権の行使期間：X4年7月1日からX6年6月末日
- ⑥ 付与日における本新株予約権の業績条件を考慮しない公正な評価単価<sup>18</sup>は、100円/個である。
- ⑦ 本新株予約権の払込価格は、4円/個（付与日における本新株予約権の業績条件を考慮した時価）であり、払込金額は3,200千円（＝4円/個×800千個）である。
- ⑧ 本新株予約権の付与時点（X1年11月1日）において、勤務条件について役員及び従業員の退職による失効見込みはゼロ、業績条件を考慮すると、権利確定が見込まれる本新株予約権の数量は32千個（業績の達成可能性は4%、見積失効数は768千個）であることを十分な信頼性をもって見積ることができるものと仮定する<sup>19</sup>。
- ⑨ X2年3月期及びX3年3月期において、権利不確定による失効数の見積りを変更する状況の変化はなかった。
- ⑩ X4年3月末日（X4年3月期）にX4年3月期の営業利益が10億円を超える業績条件を充足することが明らかとなった。そのため、権利確定が見込まれる本新株予約権の数量は800千個であることが判明した。
- ⑪ X5年5月（X6年3月期）に、20名全員が権利を行使した。

<sup>18</sup> スtock・オプション会計基準第6項に定める公正な評価単価に該当する。

<sup>19</sup> この場合、Stock・オプション会計基準を適用した場合の本新株予約権の公正な評価額は、3,200千円（＝100円/個×32千個）であり、払込金額と同額である。

⑫ 年度ごとの本新株予約権の数の実績は以下のとおりである。

	未行使数 (残数)	失効数 (見積りを含む) (累計)	行使数 (累計)	摘 要
付与時 X2年3月期	800,000	768,000	—	勤務条件及び業績条件を考慮すると、権利確定が見込まれる本新株予約権の数量は32千個(見積失効数は768千個)である。
X3年3月期	800,000	768,000	—	
X4年3月期	800,000	—	—	X4年3月期の営業利益が10億円を超える業績条件を充足することが明らかとなった。そのため、権利確定が見込まれる本新株予約権の数量は800千個であることが判明した。
X5年3月期	800,000	—	—	
X6年3月期	—	—	800,000	権利行使20名(800千個)

⑬ 新株予約権が行使された際、新株を発行する場合には、権利行使に伴う払込金額及び行使された新株予約権の金額の合計額を資本剰余金に計上する。

仕 訳

(単位：千円)

	(ケース1) 複合金融商品適用指針を適用した場合	(ケース2) ストック・オプション会計基準を適用した場合
(1) 付与日 (X1年11月1日)	(借) 現金預金 3,200 (貸) 新株予約権 3,200  払込金額 4円/個×40千個×20名=3,200千円	(借) 現金預金 3,200 (貸) 新株予約権 3,200  同左。なお、付与日における公正な評価額の考え方については、前頁の注18を参照のこと。
(2) X2年3月期	仕訳なし((1)を除く)	仕訳なし((1)を除く) 付与日以降失効数の見積りに変化がないため、費用として計上する額はない。
(3) X3年3月期	仕訳なし	仕訳なし 失効数の見積りに変化がないため、費用として計上する額はない。
(4) X4年3月期	仕訳なし	(借) 費用 76,800 (貸) 新株予約権 76,800



審議事項(6)-1  
PI-7 2015-6

	(ケース1) 複合金融商品適用指針を適用した場合	(ケース2) スtock・オプション会計基準を適用した場合
		費用 76,800 千円 = (業績条件を反映させない時価 100 円/1 株×権利確定すると見込まれる数量 800 千株) - 新株予約権の払込金額 3,200 千円 業績条件を充足する可能性が高くなった時点で勤務条件を満たしていることから、全額費用処理している。
(5) X5 年 3 月期 権利確定	仕訳なし	仕訳なし  失効数の見積りに変化がないため、費用として計上する額はなし。
(6) X6 年 3 月期 権利行使	(借) 新株予約権 3,200 現金預金 480,000 (貸) 資本剰余金 483,200  権利行使価額 600 円/個×40 千個×20 名=480,000	(借) 新株予約権 80,000 現金預金 480,000 (貸) 資本剰余金 560,000  権利行使価額 600 円/個×40 千個×20 名=480,000

	X2 年 3 月期	X3 年 3 月期	X4 年 3 月期	X5 年 3 月期	X6 年 3 月期	計
<b>(ケース1) 複合金融商品適用指針を適用した場合</b>						
費用						費用合計 0
純資産－資本剰余金					483,200	
－利益剰余金						
－新株予約権	3,200	3,200	3,200	3,200		
合計	3,200	3,200	3,200	3,200	483,200	
<b>(ケース2) スtock・オプション会計基準を適用した場合</b>						
費用			76,800			費用合計 76,800
純資産－資本剰余金					560,000	
－利益剰余金			△76,800	△76,800	△76,800	
－新株予約権	3,200	3,200	80,000	80,000		
合計	3,200	3,200	3,200	3,200	483,200	

(別紙2)

## IFRSにおける取扱い

1. IFRS第2号「株式に基づく報酬」は、受け取った財又はサービスの一部又は全部を具体的に識別できるかどうかを問わず、すべての株式に基づく報酬取引の会計処理に適用される（IFRS第2号第2項）。株式に基づく報酬取引とは、株式に基づく報酬契約において財又はサービスの供給者（従業員を含む。）から財又はサービスを受け取る取引、あるいは他のグループ企業が財又はサービスを受け取る場合に株式に基づく報酬契約においてその供給者との取引を決済する義務を負う取引であるとされている（IFRS第2号付録A）<sup>20</sup>。
2. 株式に基づく報酬契約とは、企業（又は他のグループ企業若しくはグループ企業の株主）と当事者（従業員を含む。）との間の契約で、所定の権利確定条件（もしあれば）が満たされた場合に、次のものを受け取る権利を当事者に与えるものとされている（IFRS第2号付録A）。
  - (a) 企業又は他のグループ企業の資本性金融商品（株式又はストック・オプションを含む）の価格（又は価値）を基礎とする現金又は他の資産
  - (b) 企業又は他のグループ企業の資本性金融商品（株式又はストック・オプションを含む。）
3. ここで、IFRSにおける権利確定条件とは、「株式に基づく報酬契約に基づいて、現金、その他の資産又は企業の資本性金融商品を受け取る権利を相手方に与えることとなるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定する条件。権利確定条件は、勤務条件か業績条件のいずれかである。」と定義されている（IFRS第2号付録A）。また、IFRSにおける勤務条件及び業績条件の定義は下記のとおりである。

勤務条件・・・相手方が所定の期間の勤務を完了することを要求する権利確定条件。相手方が、理由のいかんを問わず、権利確定期間中に勤務の提供を中止した場合には、当該相手方は条件を充足できていない。勤務条件は、業績目標が達成されることを要求しない。（IFRS第2号付録A）

業績条件・・・次の両方を要求する権利確定条件

---

<sup>20</sup> 企業の資本性金融商品の保有者としての資格での従業員との取引（例えば、企業が自社の特定の種類の資本性金融商品の保有者全員に、当該資本性金融商品の公正価値よりも低い価格で追加的な資本性金融商品を取得する権利を付与し、ある従業員がその種類の資本性金融商品の保有者であるために当該権利を受けた場合）は、株式に基づく報酬取引ではないとされている（IFRS第2号第4項）。

- (a) 相手方が所定の期間の勤務（すなわち、勤務条件）を完了すること（勤務の要求は明示的である場合も黙示的である場合もある）
- (b) 相手方が(a)で要求されている勤務を提供している間に、所定の業績目標が達成されること
4. IFRS 第2号の適用範囲に含まれる場合、受け取ったサービス（勤務）の公正価値の総額は、通常、信頼性を持って見積れないことから、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値に、権利確定した資本性金融商品の数を乗じて、間接的に測定することとされている（IFRS 第2号第12項）。付与した資本性金融商品が一定期間の勤務を完了するまで確定しない場合には、当該サービスは将来において権利確定期間中に受け取るものと推定し、権利確定期間中にこれらのサービスの提供に応じて対応する資本の増加とともに費用を認識する（IFRS 第2号第15項）。

$\text{公正価値の総額} = \text{公正価値} \times \text{資本性金融商品の数}$
--

なお、株式市場条件以外の権利確定条件は、公正価値ではなく資本性金融商品の数を見積る際に考慮する。

5. 企業は、権利確定期間中に受け取ったサービスを、確定すると見込まれる資本性金融商品の数についての最善の利用可能な見積りに基づいて認識し、当該資本性金融商品の見積りが従前のものと異なる場合、見積りを修正する。権利確定日においては、最終的に確定した資本性金融商品の数と等しくなるように見積りを修正する（IFRS 第2号第19項から第21項）。
- なお、権利確定後、確定した資本性金融商品が行使されない場合でも、従業員等から受け取ったサービスを認識した金額を事後的に戻し入れてはならない（IFRS 第2号第23項）。

以上